

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成21年10月19日
【会社名】	株式会社倉元製作所
【英訳名】	KURAMOTO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 聡
【本店の所在の場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前 1 番地 1
【電話番号】	(0228)32-5111
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 関根 紀幸
【最寄りの連絡場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前 1 番地 1
【電話番号】	(0228)32-5111
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 関根 紀幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,443,125円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 502,443,125円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（株式会社倉元製作所第1回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	625個
発行価額の総額	2,443,125円
発行価格	新株予約権1個につき3,909円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成21年11月4日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社倉元製作所 経理部
払込期日	平成21年11月4日（水）
割当日	平成21年11月4日（水）
払込取扱場所	株式会社七十七銀行 本店

(注) 1 取締役会決議年月日

平成21年10月19日開催の取締役会において発行の決議をしております。

2 申込の方法

申込方法は申込期間内に申込取扱場所へ、申込証拠金を添えて申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりです。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社		
割当新株予約権数	625個		
払込金額	2,443,125円		
割当予定先の内容	住所	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階	
	代表者の氏名	代表取締役 浦谷 元彦	
	資本金の額	10百万円	
	事業の内容	投資事業	
	大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100.00%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	取引関係等		該当事項はありません。
	人的関係等		該当事項はありません。

(注) 「割当予定先の内容」及び「当社との関係」欄の記載内容は、平成21年10月19日現在におけるものであります。

割当予定先の選定理由

当社グループは、経営の再生・再建を着実に推進し、ガラス基板加工販売事業を主軸安定事業として成長させていくためには、技術開発及び設備投資資金の確保並びに財務基盤の健全化と強化を図ることが喫緊の経営課題である

と考えており、事業資金の確保及び財務基盤の健全化と強化を目的として間接金融・直接金融を含めた資金調達計画を検討してまいりました。かかる資金調達計画の検討において当社は、事業会社、金融投資家や取引先などの幅広い候補先の中から、今後の当社の事業戦略を理解したうえで当社の経営方針を尊重し、事業発展をともに進める候補先に対する第三者割当の方法による新株予約権の発行を資金調達の最優先とすることが適切と判断いたしました。

かかる検討を経て、当社は、平成21年10月19日開催の取締役会決議においてマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当予定先とする本新株予約権の発行を行うことといたしました。

本新株予約権の発行と他の資金調達方法との比較検討を行った内容は以下のとおりであります。

・公募増資による新株発行

公募増資による新株の発行は、必要な資金調達が一時に可能であり、多くの企業の資金調達に使用されている手法であります。但し、現在の株式市場環境を鑑みた際、資金調達が一時に可能である半面、同時に希薄化が起こり、株価に悪影響を及ぼすおそれがあると思われまます。これに対して、本調達手法では、資金需要及び株式市場の動向を見据えながら行使の数量やタイミングを当社が可能な限りコントロールできる設計となっております。

・MSCBとの比較

MSCBの特徴としては、発行条件及び行使条件等が多様化しておりますが、主に、転換権が社債権者にあること、転換終了まで転換数量が未確定であること、つまり希薄化率が未確定であるのに対し、本調達手法では当社が新株予約権の行使を行使指示条項に基づきある程度コントロールできること、最大希薄化株式数が新株予約権の発行時に確定しているため、最大希薄化率が確定していること等の特長があります。また、多くのMSCBに付されている行使上限価格は設定されておらず、株価上昇のメリットを享受できる仕組みとなっております。

割当予定先の選定理由は以下のとおりです。

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、当社が複数の投資ファンド等との協議・交渉を進めていく中で当社の取引先より紹介を受けた企業であり、代表取締役の浦谷元彦氏及び同氏の知人の数名の企業経営者等が設立した東京に拠点を置く企業育成の投資事業を目的とした株式会社であります。同社は投資先の選定において、定量定性の両面での調査分析、経営者等との面談等を通じて、当該企業のリスクと将来性を評価するという投資先選定方針に基づき、全国的に投資対象とする企業の選定を行っております。同社は今回の本新株予約権の割当予定先であり、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等を理解していただいたうえで、当社の経営再建における支援者として、当社の資金需要に応じた本新株予約権の行使を通じて、機動的かつ柔軟な資金調達が可能となるようご支援いただけることとなっております。

当社は、複数の投資家との間で当社への出資についての協議・交渉を行ってまいりましたが、その中でマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社から、当社のガラス基板加工販売事業に関心を示していただき、資金調達への支援につき協議・交渉を行うこととなりました。

当社は、今回の資金調達に際して複数の投資ファンド等より様々な提案を受領しましたが、当社は、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社の提示した条件が以下に記載するとおり、当社及び当社の既存株主の皆様にとって最も有利な内容であると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

同社の提示した条件は、行使価額修正型のMSワラントではなく、行使価額固定型でかつ、今後の当社の資金需要に応じ、一定の条件を満たした場合には当社から新株予約権の行使指示をすることが可能であり、また、一定の条件を満たした場合には当社が新株予約権を取得できる旨の取得条項が付されており、他の資金調達より有利な資金調達手法を選択することが可能となっているなどの点で、当社及び当社の既存株主の皆様にとって最も有利な内容であると判断いたしました。

これらの点に加え、同社が企業の成長を支援するとの理念を有していること、当社との度重なる協議を通じ当社の事業戦略についてのご理解とご賛同をいただいたこと、当社の経営方針を尊重し経営に関与はしない旨及び当社による今後の資金調達についても柔軟に協議に応じる旨の意向を示していることなども踏まえ、同社を新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

なお、当社はマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社から、反社会的勢力との間における関係がない旨の確認書を受領しております。また、専門の調査機関に調査を依頼し、同社が反社会的勢力との間における関係がない旨の報告を受けております。

割当予定先の保有方針

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、本新株予約権の引受けに際して前述のとおりエクイティ・コミットメント・ラインに基づいて、当社の経営再建における投資家として、当社の企業価値向上を目指した機動的な資金調達要請に応ずることとなっております。なお同社は、本新株予約権の行使により交付を受けるこ

ととなる当社株式については、原則としてその発行済株式数より当社自己株式を控除した数の10%以上を保有しないとしているほか、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、適時適切に売却する予定であります。

株券貸借に関する契約

当社は、後述の エクイティ・コミットメント・ラインの特徴についての諸条件、特に 行使指示条項を本契約において決めました。これにより当社は一定の条件下でマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対し新株予約権の行使の指示が可能となります。そのため、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、当社との間で締結した本契約において、本新株予約権の行使の結果取得する株式の数量の範囲内において最低限のヘッジ目的で行う当該株式の売付け等(所謂つなぎ売り)以外の空売りを目的として当該株式の借株を行わないことを合意しております。なお、割当先によって行われるヘッジ取引には、権利行使時の急激な需給悪化を防止する効果もあると考えられ、総合的に判断して当社にとって合理性のある取引と考えております。

また、当該貸借にかかる株式数は、過去1年間(平成20年10月1日から平成21年9月30日)の当社株式売買総数22,390,800株に対して約1.8%という水準に照らしても、過度な水準ではないと考えております。

エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインは、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株主価値の希薄化の抑制を図りつつ、具体的な資金需要が決定された時点において機動的な資金調達を実行することを目的として設定されており、以下の特徴があります。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主の皆様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は80円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から6,250,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

行使指示条項

本契約においては、以下の行使指示条項が規定されております。

すなわち当社は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合(かかる場合を以下「条件成就」といいます。)、市場環境及び他の資金調達手法等を総合的に検討し、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示(以下「行使指示」といいます。)することができます。行使指示を受けた割当先は、原則として10取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使するため、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待されます。

具体的には、当社は割当先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当先に10日以内に行うべき本新株予約権数を行使指示することができます。

各行使指示は、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のジャスダック証券取引所における当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のジャスダック証券取引所における当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、行使指示は、2日続けて行うことはできず、行使指示を行った場合でも、行使を行う本新株予約権の個数に新株予約権1個当たり付与される株式数を乗じ、得られた株数に本新株予約権の行使価額を乗じた金額が、100万円を超えてはならないものとなっております。

取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本

新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは本新株予約権のままでは譲渡されません。また、当社取締役会の承諾を得て、割当先が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、上記記載の行使指示条項を含む本契約上の割当先の地位が譲渡先に承継されることとなっております。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、6,250,000株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は10,000株とする。）。但し、第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の2項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の2項(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、80円とする。但し、行使価額は第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	502,443,125円 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成21年11月4日から平成23年11月3日（但し、平成23年11月3日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社倉元製作所 経理部 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社七十七銀行 本店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>2 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄の1項記載の行使請求受付場所に提出し、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄の3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
 - (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日に発生する。
- 2 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
- 本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件、すなわち行使個数を指示できる行使指示条項や取得条項並びに譲渡制限などを考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ

・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関による評価書を基に、本新株予約権1個の払込金額を3,909円(1株当たり0.3909円)と算定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額につきましては、直近の株価の推移及び当社の置かれている経営環境並びに本契約に定められた上述の別記「エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」等の諸条件並びに本新株予約権発行の目的である資金調達の促進等を考慮し、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成21年10月16日)のジャスダック証券取引所における普通取引の終値の88円に0.9を乗じて得た金額を基に、1株80円に決定いたしました。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
502,443,125	22,000,000	480,443,125

(注)1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額(2,443,125円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(500,000,000円)を合算した金額であります。
- 3 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権に関わる設計評価料、ファイナンシャル・アドバイザー報酬、弁護士報酬等であります。

（２）【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途

調達資金約480百万円は、主として以下の経営基盤強化のための事業資金の一部に充当する予定であります。

ガラス基板加工販売事業のコスト競争力向上のための投資：200百万円

当社はこれまで構造改革の中で種々の施策を講じ、当社の既存主力事業であるガラス基板加工販売事業におけるコスト競争力を高め、収益基盤を改善してまいりました。この動きを更に加速し収益基盤をより強固なものにすべく、現在同加工の主力工場である若柳工場（宮城県栗原市）において、生産性を高めるための現有加工設備の改造、生産設備の最適配置・自動化を図ってまいります。これらの施策を推進するために、平成22年度に100百万円、平成23年度に100百万円を充当する予定であります。

太陽電池向け石英ルツボの大型化対応投資：80百万円

今後、グリーンエネルギーとして堅調な拡大が期待されている太陽電池業界には発電効率向上を目的とした様々な技術開発に加え、参入企業の増加による価格競争が一段と厳しくなることが確実視されております。現在最も普及率が高いシリコン型太陽電池においては、生産性向上のため原材料であるシリコンウエハーの大型化が更に進んでいくと予想しております。この流れにいち早く対応し事業拡大の機会を逃さないために、現在生産の主流サイズである18インチより大型の石英ルツボ用製造設備を量産工場である花泉工場（岩手県一関市）に導入する予定であります。これらの施策を推進するために、平成22年度に80百万円を充当する予定であります。

液晶パネル表面特殊加工に向けた設備投資：178百万円

当社は液晶パネルメーカーに対し、これまで培ってきた超精密加工技術とその応用技術を用いてモバイル機器向け中小型液晶ディスプレイ用特殊加工やガラス基板の再生加工など、トータルコスト低減に繋がる新たな提案を行い、当社独自技術による試作品の提出・評価などを進めてきました。

これらの案件に対して早期量産化の顧客ニーズの高まりを受け、この事業機会を確実に捉えるべく、三重工場（三重県津市）にタイムリーに同加工の量産設備の導入を図りたいと考えております。これらの施策を推進するために、平成22年度に100百万円、平成23年度に78百万円を充当する予定であります。

有機エレクトロニクス関連投資：22百万円

今後有望な分野として捉えているのが有機エレクトロニクス分野であり、これを事業に結びつけるため、有機エレクトロニクスを中心とした研究開発を進めてまいります。具体的には、岡山大学と共同研究開発中である「有機芳香族分子ピセンを使用した有機デバイスの開発」など有機デバイスの研究開発に平成22年度に17百万円、平成23年度に5百万円を充当する予定であります。

当社は、上記項目への資金の活用により事業基盤の安定化を図ると同時に、中長期の事業構築の動きを確実に行うことで永續企業としての礎を築き、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応えられるものと考えております。

なお、新株予約権の行使による払込みは、前記「エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について」記載の行使指示条項に基づき行使指示が可能となる場合を除き原則として新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使により調達する差引手取概算額は、新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、本新株予約権の行使にて調達する差引手取概算額により変更がありうることから、上記設備投資の内容について変更する場合があります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第34期事業年度）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成21年3月31日提出）、本有価証券届出書提出日（平成21年10月19日）までの間において、追加が生じておりません。

以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。

（追加事項）

（7）株式の希薄化のリスク

本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は、6,250,000株であり、平成21年10月19日現在の当社の発行済株式数9,893,170株に対して約63.3%に相当いたします。

今回の第三者割当による新株予約権の発行による希薄化は、今後の株式市場動向によっては需給バランスが大幅に変動し、当社の1株当たりの株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は原則としてその発行済株式数より当社自己株式を控除した数の10%以上を保有しないこととしていること及び対応可能な限り株式市場に配慮した行使を行う意向を表明しております。

また、取得条項により新株予約権の割当日から2ヶ月を経過した日以降いつでも残存する新株予約権の全部又は一部を当社が取得できることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、資金調達ニーズが後退した場合又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には残存する新株予約権を取得することで希薄化の懸念解消の一助になるものと考えております。

当社といたしましては事業基盤の強化と次世代の事業の柱の構築を着実に推進し、早期の業績回復を達成することが、既存株主の皆様への株主価値の向上につながるものと考えております。今回の第三者割当による新株予約権の発行で、設備投資に必要な資金を得て、当社グループのメイン事業であるガラス基板加工販売事業における安定収益の確保を更に推し進め、財務基盤の強化と健全化並びに収益力の向上を図り、当社の企業価値を高めることができるものと考えております。

そのため、本新株予約権の発行に係る発行数量及び株式の希薄化の規模は合理性があるものと判断しております。

2. 設備の新設、除却等の計画について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第34期事業年度）に記載された「設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成21年10月19日）現在以下のとおり変更しております。

（1）重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の増 加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手予定	完了予定	
倉元製作所 若柳工場	宮城県 栗原市	ガラス基板加工 販売事業	液晶ディスプレイ用ガラス 基板加工設備	200,000		新株予約権の 行使による株式 発行	平成22年 1月	平成23年 6月	
倉元製作所 花泉工場	岩手県 一関市	ガラス基板加工 販売事業	石英ルツボ製 造設備	80,000		新株予約権の 行使による株式 発行	平成22年 1月	平成22年 10月	
倉元製作所 三重工場	三重県 津市	ガラス基板加工 販売事業	液晶ディスプレイ用ガラス 基板加工設備	178,000		新株予約権の 行使による株式 発行	平成22年 1月	平成23年 6月	

（2）重要な設備の除却等

重要な設備の除却、売却の予定はありません。

3. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報の第34期有価証券報告書の提出日（平成21年3月31日）以降、本有価証券届出書提出日（平成21年10月9日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

その記載内容は下記のとおりであります。

平成21年4月10日提出の臨時報告書

提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の移動に関し、当社の会計監査人である九段監査法人が平成21年3月30日をもって退任したことに伴い、平成21年4月6日開催の監査役会において一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、提出するものであります。

報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称及び所在地

退任する監査公認会計士等の名称及び所在地

名称 九段監査法人

所在地 東京都千代田区九段南4-8-13自動車会館ビル

選任する監査公認会計士等の名称及び所在地

名称 監査法人アヴァンティア

所在地 東京都千代田区三番町5-40ミヨシビル6F

(2) 異動の年月日

異動（辞任）する監査法人の異動日

平成21年3月30日

異動（選任）する監査法人の異動日

平成21年4月6日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成19年3月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定または異動に至った理由及び経緯

平成21年3月30日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって任期満了となることに伴う異動であります。これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、また監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、平成21年4月6日開催の監査役会において監査法人アヴァンティアを一時会計監査人に選任し、監査契約を締結いたしました。

(6) 上記(5)の理由および経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年3月31日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第34期)	自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日	平成21年4月16日 東北財務局長に提出
四半期報告書	(第35期 第2四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月13日 東北財務局長に提出
四半期報告書の訂 正報告書	(第35期 第2四半期)	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	平成21年8月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅見 仁一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成19年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は韓国合併事業からの撤退に伴う特別損失等を計上したため4期連続の当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない、会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月30日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅見 仁一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は子会社の事業廃止に伴う減損損失の計上等から損失を計上し5期連続の当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
 - (2) 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、連結子会社(株)セルコの株式譲渡を決議し、平成21年2月25日に譲渡している。
 - (3) 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、希望退職者の募集を決議し、平成21年3月27日に募集期間を終了した。
 - (4) 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成21年3月27日に投資有価証券の売却を行っている。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社倉元製作所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は前連結会計年度までに5期連続の当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失が540百万円、営業キャッシュ・フローが602百万円のマイナスとなるとともに、リストラ等による特別損失の計上により四半期純損失が844百万円となった。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社及び連結子会社のヘルツ電子株式会社は、平成21年7月17日開催の取締役会において、ヘルツ電子株式会社を解散及び清算する事を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月13日

株式会社倉元製作所
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 小笠原 直 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木村 直人 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年1月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は前連結会計年度までに5期連続の当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても、営業損失が540百万円、営業キャッシュ・フローが602百万円のマイナスとなるとともに、リストラ等による特別損失の計上により四半期純損失が844百万円となった。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社及び連結子会社のヘルツ電子株式会社は、平成21年7月17日開催の取締役会において、ヘルツ電子株式会社を解散及び清算することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年3月27日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅見 仁一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の平成19年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は継続的な営業損失及び韓国合弁事業からの撤退に伴う特別損失等を計上したため4期連続の当期純損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成21年3月30日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

九段監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 浅見 仁一郎 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 壽海雄 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 小林 靖 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の平成20年1月1日から平成20年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の平成20年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は第4四半期の受注の落ち込み等の影響で、5期連続の営業損失を計上したことにより、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画に含まれる諸施策は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
 - (2) 重要な後発事象1.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、連結子会社(株)セルコの株式譲渡を決議し、平成21年2月25日に譲渡している。
 - (3) 重要な後発事象2.に記載されているとおり、会社は平成21年2月10日開催の取締役会において、希望退職者の募集を決議し、平成21年3月27日に募集期間を終了した。
 - (4) 重要な後発事象3.に記載されているとおり、会社は平成21年3月27日に投資有価証券の売却を行っている。
- 会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。